

岐阜県公報

目 次

公 示

市営土地改良事業の換地処分
公共測量の実施

(農地整備課) 八一
(用地課) 八一

正 誤

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則中訂正

(人事課) 八二

公 示

第 二 千 三 百 十 七 号

平 成 二 十 四 年 一 月 三 十 一 日

(火曜日)

市営土地改良事業の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四第一項において準用する同法第五十四条第三項の規定により、本県市営土地改良事業天神堂地区の換地処分を平成二十四年一月十二日にした旨の届出があったので、同法第九十六条の四第一項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十四年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量(基準点測量)

三 作業期間

平成二十四年一月三十一日

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)

発 行

(休日)に当たるときは翌日

平成二十四年二月一日から
同 年六月二十九日まで
四 作業地域
羽島市、海津市及び養老郡養老町

正 誤

(原稿誤り)

平成二十三年四月一日号外(五) 岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則(岐阜県規則第三十号)(二六頁下段前から七行目中)「3 県有財産及び物品の管理に関すること。」

は、 「3 県有財産及び物品の管理に関すること。」

4 企業誘致その他県内産業の振興に関すること。」の誤り。

平成二十四年一月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ

ビー・アール・テクノセンター